

令和7年度第1回鉄鋼専門部会（議事要旨）

1 日 時 令和7年9月3日（火） 9時30分～10時30分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 2名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- （1）部会長、部会長代理の選任について
- （2）特定最低賃金について
- （3）改正決定の必要性の審議について
- （4）その他

5 議事要旨

- （1）部会長に小林委員、部会長代理に今崎委員が選出された。
- （2）審議の公開について諮り、「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、昨年度までと同様、非公開とすることが適当とされた。
- （3）7月14日開催の第443回山口地方最低賃金審議会において、全会一致の場合のみ審議会令第6条第5項を適用することで了承を得ていることを確認した。
- （4）事務局から、特賃制度の説明（申出最低協約金額を超えられないことを含む）を行い、また特定最低賃金審議の具体的フロー図を用いて、昨年度からの諮問の経緯及び今年度の必要性審議の流れについて説明した。
- （5）事務局から各種経済指標資料及び基礎調査結果について説明した。
- （6）労使代表委員からそれぞれ改正の必要性について現状及び基本方針が述べられた。労働者側から「鉄鋼関係は日本の基幹産業であり、経済発展の

基礎となる重要な産業であることは言うまでもなく、持続的な成長はその他の産業発展にとっても重要な位置づけである。当該産業を守りさらに発展させていくにも、特定最賃の改正による引上げは必要不可欠であり、審議の必要性あり。」との主張であり、使用者側においても「現行特賃と改正地賃との開きもまだ73円あること、最低協約金額との開きもあることから、十分審議の必要性ありと回答したい」との主張が行われた。

- (7) 審議の結果、公労使の全会一致により改正決定の必要性ありとの結論に達し、専門部会報告の作成・承認、審議会令第6条第5項の規定に基づき、会長から労働局長あてに答申が行われた。
- (8) 金額改正の基本的主張については次回行うことが確認された。